



宮 崎 県 公 報

平成30年3月15日(木曜日) 第 2978 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示

- 県の指定金融機関等の名称、取扱店舗及び取扱事務の範囲を定める告示の一部改正……………(財政課) 1
- 指定自立支援医療機関(精神通院医療)の所在地の変更……………(障がい福祉課) 1
- 保安林の指定予定の通知(9件)……………(自然環境課) 2
- 土地収用法に基づく収用又は使用手続の開始…(用地対策課) 3
- 土砂災害警戒区域の指定……………(砂防課) 4
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………(“) 5

頁

訓 令

- 宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程の一部を改正する訓令……………(財政課) 7

公 告

- 都市計画の変更図書の写しの縦覧……………(都市計画課) 9

正 誤

- 平成30年1月25日付け県公報(第2964号)中……………9

告 示

宮崎県告示第 376号

県の指定金融機関等の名称、取扱店舗及び取扱事務の範囲を定める告示(平成16年宮崎県告示第21号)の一部を次のように改正し、平成30年3月16日から適用する。

平成30年3月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
3 収納代理金融機関			3 収納代理金融機関		
名称	取扱店舗	取扱事務の範囲	名称	取扱店舗	取扱事務の範囲
[略]			[略]		
株式会社 宮崎太陽 銀行	[略]		株式会社 宮崎太陽 銀行	[略]	
三菱ユー エフジェ イ信託銀 行株式会 社	日本国内で業務を営む全 ての店舗	同	株式会社 福岡銀行	日本国内で業務を営む全 ての店舗	[略]
株式会社 福岡銀行	同	[略]	[略]		
[略]			[略]		

宮崎県告示第 377号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地変更について次のとおり届出があった。

平成30年3月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	所在地		変 更 年 月 日
		変更前	変更後	
訪問看護ステーションころ	宮崎市	宮崎市宮田町7番37号若草病院5F	宮崎市本郷北方2487番地3	平成30年3月1日

宮崎県告示第 378号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年3月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北方町二股字打越亥 820-3、亥 823-1、亥 823-18
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 379号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年3月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷神門字山草2672（次の図に示す部分に限る。）、2615-2、2619、2679-5、2679-8、2689、2690-1、2690-3、2690-4、2690-8、2691-3、2691-4
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 380号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年3月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字見立字森よ

- り北2016-1、2016-3、2016-5、2019-1、2019-3、2019-4、2019-7、2019-9、2020-1、2020-2、2024-1、2024-2、2028-1、2028-2

- 2 指定の目的 水源の涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 381号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年3月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市高城町有水字市野々4120-79（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 382号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年3月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市山田町中霧島字永松4519-14・4534-21（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 383号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年3月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 えびの市大字大明司字粥谷1921-2、1922-1、1922-2、1923、1924-1から1924-3まで、1925-4

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字粥谷1921-2・1922-1・1922-2・1923・1924-1・1924-3・1925-4(以上7筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びにえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 384号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年3月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡木城町大字椎木字大谷3209-3・3212-1・3212-2・3213-1(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、3216

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字大谷3209-3・3212-2(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに木城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 385号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年3月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡川南町大字平田字通山村5571(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに川南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 386号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年3月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字平崎5196から5198まで、大字見立字日平山3473-3(次の図に示す部分に限る。)、3467-4

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 387号

土地収用法(昭和26年法律第 219号)第34条の3の規定により、

次のとおり収用又は使用の手続の開始を告示する。

平成30年3月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 起業者の名称

宮崎県
鹿児島県

2 事業の種類

県道飯野松山都城線改築工事及び県道志布志福山線改築工事（都城志布志道路「金御岳工区、末吉道路及び有明志布志道路」・宮崎県都城市梅北町地内から鹿児島県曾於市末吉町南之郷字後原畑地内まで及び志布志市志布志町安楽字稲荷迫地内から同市志布志町安楽字甘割地内まで）並びにこれに伴う県道及び市道付替工事

3 手続が開始される土地

(1) 収用の手続が開始される土地

宮崎県都城市梅北町地内

(2) 使用の手続が開始される土地

宮崎県都城市梅北町地内

4 土地収用法第34条の4第2項に規定する図面の縦覧場所

都城市役所

宮崎県告示第 388号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成30年3月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
西米良村	おにば谷	07- 403- 1 - 004	土 石 流
	吉村谷	07- 403- 1 - 005	土 石 流
	板谷（1）	07- 403- 1 - 006	土 石 流
	寺の谷	07- 403- 1 - 007	土 石 流
	経広谷	07- 403- 1 - 009	土 石 流
	二畝之谷（1）	07- 403- 1 - 011	土 石 流
	二畝之谷（2）	07- 403- 1 - 012	土 石 流
	中之藪（2）	07- 403- 2 - 010	土 石 流
	中之藪（3）	07- 403- 2 - 011	土 石 流

縄瀬（2）	07- 403- 2 - 013	土 石 流
縄瀬（3）	07- 403- 2 - 014	土 石 流
下板谷本谷（1）	07- 403- 2 - 016	土 石 流
下板谷本谷	07- 403- 2 - 017	土 石 流
下板谷本谷（2）	07- 403- 2 - 018	土 石 流
古屋敷谷	07- 403- 2 - 021	土 石 流
大尾谷	07- 403- 2 - 022	土 石 流
板谷（3）	07- 403- 2 - 024	土 石 流
板谷（4）	07- 403- 2 - 025	土 石 流
荒口	07- 403- 2 - 028	土 石 流
釜瀬（1）	07- 403- 2 - 029	土 石 流
釜瀬（2）	07- 403- 2 - 030	土 石 流
上米良（1）	07- 403- 2 - 031	土 石 流
槇之口	07- 403- 2 - 032	土 石 流
田出之川原	07- 403- 2 - 033	土 石 流
猪津久呂谷	07- 403- 2 - 035	土 石 流
長藪谷（2）	07- 403- 2 - 036	土 石 流
長藪谷（1）	07- 403- 2 - 037	土 石 流
向上米良	07- 403- 2 - 038	土 石 流
井戸内	07- 403- 2 - 039	土 石 流
長藪谷（3）	07- 403- 2 - 040	土 石 流
大王鶴	I - 1 - 1055	急傾斜地の崩壊
下板谷	I - 1 - 1056	急傾斜地の崩壊
八重その1	I - 1 - 1058	急傾斜地の崩壊

吐合その 2	I-1-1059	急傾斜地の崩壊	平瀬 - 2	II-1-6054	急傾斜地の崩壊
縄瀬 - 1	I-1-3384	急傾斜地の崩壊	槇之口-4	II-1-6067	急傾斜地の崩壊
鶴瀬 - 1	I-1-3388	急傾斜地の崩壊	下村猪	II-1-6068	急傾斜地の崩壊
吐合その 1	II-1-1060	急傾斜地の崩壊	下村	II-1-6069	急傾斜地の崩壊
大王鶴-1	II-1-2103	急傾斜地の崩壊	八重その 2	II-1-6071	急傾斜地の崩壊
横谷	II-1-6015	急傾斜地の崩壊	深瀬 - 2	II-1-6072	急傾斜地の崩壊
槇之口-1	II-1-6016	急傾斜地の崩壊	囲(上米良)	II-1-6073	急傾斜地の崩壊
槇之口-2	II-1-6017	急傾斜地の崩壊	合崎	II-1-6084	急傾斜地の崩壊
槇之口-3	II-1-6018	急傾斜地の崩壊	西都市 清水	07-208-3-002	土石流
上米良-1	II-1-6019	急傾斜地の崩壊	三宅	I-1-2101	急傾斜地の崩壊
上米良-1-新①	II-1-6019-新①	急傾斜地の崩壊	後河内	II-1-5925	急傾斜地の崩壊
上米良-1-新②	II-1-6019-新②	急傾斜地の崩壊			
上米良-1-新③	II-1-6019-新③	急傾斜地の崩壊			
上米良-1-新④	II-1-6019-新④	急傾斜地の崩壊			
上米良-2	II-1-6020	急傾斜地の崩壊			
吐合その 3	II-1-6023	急傾斜地の崩壊			
吐合その 4	II-1-6024	急傾斜地の崩壊			
八重その 3	II-1-6025	急傾斜地の崩壊			
八重その 4	II-1-6026	急傾斜地の崩壊			
鶴瀬 - 2	II-1-6028	急傾斜地の崩壊			
鶴瀬 - 3	II-1-6029	急傾斜地の崩壊			
深瀬 - 1	II-1-6030	急傾斜地の崩壊			
釜瀬 - 2	II-1-6032	急傾斜地の崩壊			
下板谷-1	II-1-6049	急傾斜地の崩壊			
平瀬 - 1	II-1-6053	急傾斜地の崩壊			

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県国土整備部砂防課及び西都土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 389号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成30年3月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西米良村	おにば谷	07-403-1-004	土石流
	経広谷	07-403-1-009	土石流
	中之藪(2)	07-403-2-010	土石流
	縄瀬(3)	07-403-2-014	土石流
	下板谷本谷(1)	07-403-2-016	土石流
	下板谷本谷(2)	07-403-2-018	土石流

	古屋敷谷	07- 403- 2 - 021	土 石 流
	大尾谷	07- 403- 2 - 022	土 石 流
	板谷 (4)	07- 403- 2 - 025	土 石 流
	荒 口	07- 403- 2 - 028	土 石 流
	釜瀬 (1)	07- 403- 2 - 029	土 石 流
	釜瀬 (2)	07- 403- 2 - 030	土 石 流
	上米良 (1)	07- 403- 2 - 031	土 石 流
	田出之川原	07- 403- 2 - 033	土 石 流
	猪津久呂谷	07- 403- 2 - 035	土 石 流
	長藪谷 (2)	07- 403- 2 - 036	土 石 流
	下村猪	II- 1 - 6068	急傾斜地の崩壊
西都市	清 水	07- 208- 3 - 002	土 石 流

	三 宅	I- 1 - 2101	急傾斜地の崩壊
	後河内	II- 1 - 5925	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び西都土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 390号

港湾法 (昭和25年法律第 218号) 第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、新たに完成した宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県土整備部港湾課、宮崎県北部港湾事務所において公衆の縦覧に供する。

平成30年3月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

港 名	港 湾 施 設				
	区分	種類	位置 (図面対象番号)	数 量	能 力
古江港	臨港 交通 施設	臨港 道路	延岡市北浦町古江字 鶴山2931番30から29 28番5まで (D- 1 - 11)	延長 1, 609メ ートル	幅員 7. 0メ ートル

宮崎県告示第 391号

宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等 (平成5年宮崎県告示第 630号) の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。ただし、第5項第3号の表県道小林えびの高原牧園線の項の改正規定は、平成30年10月1日から施行する。

平成30年3月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後					
5 条例第8条第11号の規定により知事が指定する区域は、次の表の路線名の欄に掲げる路線の同表の区間の欄に掲げる区間及びその両側の路端から同表の距離の欄に掲げる距離以内の区域で、同表の区域の限定の欄に掲げる区域とする。						5 条例第8条第11号の規定により知事が指定する区域は、次の表の路線名の欄に掲げる路線の同表の区間の欄に掲げる区間及びその両側の路端から同表の距離の欄に掲げる距離以内の区域で、同表の区域の限定の欄に掲げる区域とする。					
(1)・(2) [略]						(1)・(2) [略]					
(3) 主要地方道						(3) 主要地方道					
路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区分	路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区分
	起 点	終 点					起 点	終 点			
県道小林えびの高原牧園線	県道生駒高原北西方線との交点 (小林市南西方地内)	小林市南西方字環野8775番地先		[略]		県道小林えびの高原牧園線	生駒橋 (小林市南西方地内)	霧島錦江湾国立公園との境界		[略]	
[略]						[略]					
県道宮崎須木線	[略]					県道宮崎須木線	[略]				
	国富町大字本庄字地藏寺6649番1地先	綾町大字入野字川条元3345番1地先		[略]			国富町大字本庄字地藏寺6649番1地先	綾町大字入野字川原元3345番1地先		[略]	
	県道高岡綾線との交点 (綾町大字南俣地	[略]					県道田の平綾線との交点 (綾町大字南俣	[略]			

内)		地内)	
[略]		[略]	
[略]		[略]	
(4)~(6) [略]		(4)~(6) [略]	

訓 令

宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成30年3月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第 2 号

本 庁
各出先機関

宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程の一部を改正する訓令

宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程（平成元年訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																												
<p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>様式番号</th> <th>様式の名称</th> <th>規則の関 係規定</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>別記様式第78号</td> <td>検査調書（一般）</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>様式第22号（その2）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>○ みずほ銀行、三菱UFJ信託銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、肥後銀行、大分銀行、鹿児島銀行、南日本銀行、商工組合中央金庫、九州労働金庫及び熊本県信用組合の本店・支店で国内に所在するもの（収納代理金融機関）</p> <p>[略]</p> </div>	様式番号	様式の名称	規則の関 係規定	備考	[略]				別記様式第78号	検査調書（一般）	[略]			[略]			[略]				<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>様式番号</th> <th>様式の名称</th> <th>規則の関 係規定</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>別記様式第78号</td> <td>検査調書（一般）</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>検査調書（委託）</td> <td>第 112条</td> <td>その1の2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>様式第22号（その2）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>○ みずほ銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、肥後銀行、大分銀行、鹿児島銀行、南日本銀行、商工組合中央金庫、九州労働金庫及び熊本県信用組合の本店・支店で国内に所在するもの（収納代理金融機関）</p> <p>[略]</p> </div>	様式番号	様式の名称	規則の関 係規定	備考	[略]				別記様式第78号	検査調書（一般）	[略]			検査調書（委託）	第 112条	その1の2		[略]			[略]			
様式番号	様式の名称	規則の関 係規定	備考																																										
[略]																																													
別記様式第78号	検査調書（一般）	[略]																																											
	[略]																																												
[略]																																													
様式番号	様式の名称	規則の関 係規定	備考																																										
[略]																																													
別記様式第78号	検査調書（一般）	[略]																																											
	検査調書（委託）	第 112条	その1の2																																										
	[略]																																												
[略]																																													

別記様式第78号（その1）の次に次の1様式を加える。

様式第 78 号 (その 1 の 2)

検 査 調 書 (委 託)

(決裁欄)	
件 名	
契 約 年 月 日	年 月 日
契 約 期 間 (最終契約期間)	年 月 日 から 年 月 日 まで
契 約 金 額 (最終契約金額)	円
相手方住所・氏名	
完 了 年 月 日	年 月 日
検 査 年 月 日	年 月 日
検 査 場 所	
検 査 意 見	
確 定 見 込 額 (※)	円
<p>上記のとおり検査しました。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">検査員 職・氏名 印</p> <p>宮崎県知事 殿 かい長</p>	

※ 検査の結果、額の確定を行う場合のみ記載すること。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別記様式第22号（その2）の改正規定は、同年3月16日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に存するこの訓令による改正前の宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程別記様式第22号（その2）の用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

公 告

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年3月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画を定める者の名称

延岡市

2 都市計画の種類及び名称

日向延岡新産業都市計画公園

3・3・33号 石田公園

3 縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課

宮崎県延岡土木事務所

正 誤

平成30年1月25日付け県公報（第2964号）中

ページ	段	行	誤	正
16		50	公布の日	公表の日

--	--